

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙1) ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (2) ペットフード原料用の豚・馬、家きん及び海産哺乳動物(鯨及びイルカをいう。以下同じ。)のみに由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70条)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 <u>契約の締結を要する原料収集先の調査について</u> <u>食用脂肪由来の肉粉等(別添2の(1)のAに基づき、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)</u>につき製造業者から4の(1)並びに6の(1)及び(2)の申請又は変更の届出(原料収集先の変更の届出に限る。)をセンターが受理したときは、当該申</p>	<p>(別紙1) ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) ペットフード原料用の豚・馬、家きん及び海産哺乳動物(鯨及びイルカをいう。以下同じ。)のみに由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70条)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂のうち<u>食用に供するもの</u>の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>

請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添2に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

8 製造設備の故障等についての対応

[略]

9 その他

[略]

別添1 [略]

別添2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添2において「と畜場等」という。）から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

② と畜場等は、①の確認のために農林水産省の職員又はセ

7 製造設備の故障等についての対応

[略]

8 その他

[略]

別添1 [略]

別添2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添2において「と畜場等」という。）から収集すること。

センターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ [略]

(2) 原料輸送の基準

ア [略]

イ 原料供給管理票

(1) アの食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

ウ 肉粉等供給管理票

[略]

エ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び原料供給管理票については、8年間保存すること。

(3)・(4) [略]

(5) 製品輸送における基準

ア [略]

イ 肉粉等供給管理票

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

イ [略]

(2) 原料輸送の基準

ア [略]

イ 肉粉等供給管理票

[略]

ウ 受入記録

受入に当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3)・(4) [略]

(5) 製品輸送における基準

ア [略]

イ 肉粉等供給管理票

食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式10号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を8年間保存すること。

別添3・別添4〔略〕

別記様式第1-1号

製造基準適合確認申請書	
年 月 日	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注1）	
ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて （平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が	
〔 ペットフード肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準 〕	〕
に適合していることの確認を求めます。	
記	
1 事業場の名称	
2 事業場の所在地	
3 <u>原料収集先の一覧表（別記）</u> <u>（※注2）</u>	

食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式9号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を8年間保存すること。

別添3・別添4〔略〕

別記様式第1-1号

製造基準適合確認申請書	
年 月 日	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）	
ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて （平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が	
〔 ペットフード肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準 〕	〕
に適合していることの確認を求めます。	
記	
1 事業場の名称	
2 事業場の所在地	

備考：製造工程の図面を添付すること。

※注1：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

2：食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者の場合に記載する。原料収集先と締結した契約書の写しを添付し、申請書は正副2部提出すること。

別記様式第1-2号 [略]

別記様式第2-1号

[略]

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1：[略]

2：[略]

別記様式第2-2号 [略]

別記様式第3-1号・別記様式第3-2号 [略]

別記様式第4号～別記様式第8号 [略]

別記様式第9号

原料供給管理票

備考：製造工程の図面を添付すること。

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第1-2号 [略]

別記様式第2-1号

[略]

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から3年間とする。

※注1：[略]

2：[略]

別記様式第2-2号 [略]

別記様式第3-1号・別記様式第3-2号 [略]

別記様式第4号～別記様式第8号 [略]

原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇ミートセンター 東京都千代田区霞が関 〇丁目〇番〇号
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	食用脂肪（牛・豚）
出荷年月日	平成24年7月〇〇日
出荷数量	50kg × 2個 計 100kg

別記様式第10号  
〔略〕

別記様式第9号  
〔略〕